



経理の窓 6月号

平成27年6月1日号

6月初旬の真夏の暑さから、8日は、東海、関東地方の梅雨入りのニュース、雨模様のどんよりした空に、長袖が再登場です。

今月の税務

法人 : 4月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第1期分の納付
社会保険 : 労働保険の申告と納付（7月10日迄）

平成27年度 法人税の主な税制改正内容

国税庁のホームページに、『平成27年度法人税関係法令の改正の概要』が掲載されました。詳細は、概要をご参照ください。

● 法人税率の引き下げ

* 法人税率の引き下げ

法人税の税率が、25.5%から23.9%に引き下げられました。

適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

* 軽減税率の特例の延長

中小法人、公益法人等、協同組合等の軽減税率の特例の適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。

所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：18% → 15%

* 法人実効税率の引き下げ

法人実効税率が、34.62%から32.11%に引き下げられました。

● 欠損金繰越控除の見直し

大法人（中小法人等以外の法人）について、控除限度額が引き下げられました。

適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

● 受取配当等益金不算入制度の見直し

益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合が見直しされました。適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

* 支配目的の株式への投資

持株比率	益金不算入割合
5%以下	20%
5%超 1/3以下	50%
1/3超	100%

* 株式投資信託の分配金

株式投資信託の分配金は、0%益金不算入（全額益金算入）になりました。

（特定株式投資信託の分配金は、20%益金不算入）

● 地方税における法人事業税の外形標準課税の拡大等

資本金の額または出資金の額が1億円を超える普通法人（外形標準課税法人）について、法人事業税所得割の税率は引き下げ、付加価値割及び資本割の税率は引き上げられました。

適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

● 研究開発税制（総額型）の見直し

研究開発税制について、企業のオープンイノベーション（外部の技術・知識を活用した研究開発）の促進の観点から、控除率の引き上げとともに、中小企業の知的財産権の使用料等が対象費用に追加されました。適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

控除限度の総枠：法人税額の30%

〈一般試験研究費〉

税額控除率：8～10%（中小法人12%）

控除限度額：法人税額の25%（控除限度超過額の繰越控除は廃止）

〈特別試験研究費〉

範囲：①国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究
②民間企業との共同研究
③中小企業者、公益法人等、地方公共団体の機関・地方独立行政法人等への委託研究
④中小企業者から知的財産権の許諾等を受けて行う試験研究の知的財産権の使用料

税額控除率：①：30% ②～④等：20%

控除限度額：法人税額の5%（別枠）

● 地方拠点強化税制の創設

地域再生法の改正により、本社機能等を東京圏から地方へ移転したり、地方において拡充する取組みを支援するため、本社等の建物に係る投資減税の創設、及び雇用促進税制の拡充の措置が講じられました。

《お知らせ》

来月7月10日は、源泉所得税の特例納付の事業者様の納付期限です。

1月から6月の源泉所得税を納付します。

該当される事業者様は、6ヶ月分の源泉税の資金をご準備ください。

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>

